

CITY OF YOKOHAMA

大気汚染防止法に係る 手続き等について

横浜市みどり環境局 大気・音環境課大気担当

2024年11月1日

01 大気汚染防止法

02 ばい煙発生施設に係る届出

03 ばい煙の排出の規制

04 ばい煙量等の測定

05 その他の大気規制

01 大気汚染防止法

02 ばい煙発生施設に係る届出

03 ばい煙の排出の規制

04 ばい煙量等の測定

05 その他の大気規制

01 大気汚染防止法

目的

大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的としています。

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が環境基本法において設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法に基づいて規制を実施しています。

01 大気汚染防止法

大気汚染防止法の対象施設等

ばい煙発生施設

揮発性有機化合物
排出施設

一般粉じん
発生施設

特定粉じん
発生施設

水銀排出施設

義務

届出、排出基準遵守、自主測定、事故時の措置

01 大気汚染防止法

大気汚染防止法の対象施設

ばい煙発生施設	ボイラー、ディーゼル機関、ガスタービンなど
揮発性有機化合物排出施設	塗装施設、印刷の乾燥施設、ガソリン等の貯蔵タンクなど
一般粉じん発生施設	土石の堆積場、ベルトコンベア、破砕機、ふるいなど
特定粉じん発生施設	アスベスト含有製品を製造する工場等に設置されている切断機、研磨機、破砕機、プレスなど。現在は、全て廃止済み。
水銀排出施設	石炭火力発電所、廃棄物焼却炉など

01 大気汚染防止法

大気汚染防止法で課されている義務

届出	対象施設を設置、構造等を変更する場合などの際に必要
排出基準遵守	法や条例で定めた排出基準を超過しない
自主測定	施設から排出されるばい煙等の濃度測定、結果の記録・保存
事故時の措置	事故等によりばい煙等が多量に排出された場合は、応急措置を取り、都道府県知事等に報告する。

01 大気汚染防止法

02 ばい煙発生施設に係る届出

03 ばい煙の排出の規制

04 ばい煙量等の測定

05 その他の大気規制

02 ばい煙発生施設に係る届出

工事着手 60 日前に届出が必要



設置届出書



変更届出書

ばい煙発生施設の設置・変更の60日前ではなく、
工事着手の60日前であることに注意

02 ばい煙発生施設に係る届出

設置届出

- 新たにばい煙発生施設を建設する場合
- ばい煙発生施設の更新をする場合
- 工場移転に伴い再設置をする場合
- 施設を改造してばい煙発生施設とする場合

02 ばい煙発生施設に係る届出

変更届出（構造の変更）

ばい煙発生施設の規模を変更

- ▶ 伝熱面積
- ▶ 燃料の燃焼能力
- ▶ 原料の処理能力
- ▶ 火格子面積又は羽口面断面積
- ▶ 変圧器の定格容量
- ▶ 触媒に附着する炭素の燃焼能力
- ▶ 焼却能力
- ▶ 乾燥施設の容量
- ▶ 電流容量
- ▶ 合成・漂白・濃縮能力

02 ばい煙発生施設に係る届出

変更届出（使用方法の変更）

燃料を変更

- ▶ 種類
- ▶ 成分割合
- ▶ 使用量
- ▶ 混焼割合

原材料を変更

- ▶ 種類
- ▶ 成分割合
- ▶ 使用量

排出ガスの性状を変更

- ▶ 排出ガス量、温度
- ▶ 排出ガス中の酸素濃度
- ▶ ばい煙濃度、ばい煙量

02 ばい煙発生施設に係る届出

変更届出（ばい煙の処理方法の変更）

- ばい煙処理施設の種類を変更
- ばい煙処理施設の処理能力を変更
- 排出口の高さを変更

02 ばい煙発生施設に係る届出

事後 30 日以内に届出が必要



氏名等変更届出書

法人名称・住所、代表者、事業場名称・所在地を変更したとき



使用廃止届出書

ばい煙発生施設を廃止したとき



承継届出書

届出者の地位を承継（相続、合併、分割、譲り受け、借り受け）したとき

02 ばい煙発生施設に係る届出

発電機は経済産業省へ届出

設置	法人名称・住所の変更
構造の変更	代表者の変更
使用方法の変更	事業場名称・所在地の変更
ばい煙の処理方法の変更	承継、廃止

経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課
電話 048-600-0391～2

01 大気汚染防止法

02 ばい煙発生施設に係る届出

03 ばい煙の排出の規制

04 ばい煙量等の測定

05 その他の大気規制

03 ばい煙の排出の規制

ばい煙とは

■ 硫黄酸化物 (SO_x)

■ ばいじん

■ 有害物質

- ▶ カドミウム及びその化合物
- ▶ 塩素及び塩化水素
- ▶ 弗素、弗化水素及び弗化珪素
- ▶ 鉛及びその化合物
- ▶ 窒素酸化物 (NO_x)

➡ 大気への排出が規制されている

03 ばい煙の排出の規制

硫黄酸化物

硫黄酸化物の量を規制

地域ごとに定められた値（K 値）と補正された排出口の高さ（He[m]）に応じて算出される排出基準が適用されます。

式

$$\blacktriangleright q \text{ (m}^3\text{N / h)} = K \times 10^{-3} \times \text{He}^2$$

特別排出基準 $K = 1.17$

03 ばい煙の排出の規制

ばいじん・有害物質

ばいじん・窒素酸化物の濃度を規制

ばい煙発生施設の種類・規模ごとに排出基準が適用されます。

例

▶ ボイラー（ガス専燃） 排出ガス量 4万 $\text{m}^3\text{N} / \text{h}$

ばいじん $0.03 \text{ g} / \text{m}^3\text{N}$ （特別排出基準）

NO_x 100ppm

▶ ディーゼル機関

ばいじん $0.08 \text{ g} / \text{m}^3\text{N}$ （特別排出基準）

NO_x 950ppm

03 ばい煙の排出の規制

有害物質の排出規制

NO_x以外の有害物質の濃度を規制

ばい煙発生施設のうち、一部の施設に排出基準が適用されます。

例

鉛及びその化合物

窯業製品製造用熔融炉（ガラス製造用） 20mg/m³N

金属精錬用焙焼炉・転炉・溶解炉・乾燥炉等 10mg/m³N

金属精錬用焼結炉・溶鋇炉 30mg/m³N

01 大気汚染防止法

02 ばい煙発生施設に係る届出

03 ばい煙の排出の規制

04 ばい煙量等の測定

05 その他の大気規制

04 ばい煙量等の測定

ばい煙量等の自主測定

施設・規模ごとに定められた頻度でばい煙量等の測定を行い、その結果を保存しなければなりません。

例

- ▶ ボイラー（ガス専燃） 排出ガス量 4 万 $\text{m}^3\text{N} / \text{h}$
ばいじん 5 年に 1 回
 NO_x 2 か月に 1 回
- ▶ ディーゼル機関 排出ガス量 4 万 $\text{m}^3\text{N} / \text{h}$
ばいじん 2 か月に 1 回
 NO_x 2 か月に 1 回

01 大気汚染防止法

02 ばい煙発生施設に係る届出

03 ばい煙の排出の規制

04 ばい煙量等の測定

05 その他の大気規制

05 その他の大気規制

その他の大気規制

横浜市生活環境の保全等に関する条例

- ▶ 指定事業所の設置・変更許可申請
- ▶ 指定事業所の変更届出
- ▶ 指定事業所の地位承継届出
- ▶ 排煙の規制（SO_x、NO_x、ばいじん等）、測定
- ▶ 構造基準
- ▶ 特定小規模施設の設置等の届出

05 その他の大気規制

規制のほかに気を付けていただきたいこと

事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずる責務があります

- ▶ 機器の点検やこまめな清掃の実施
- ▶ 適切な燃料使用量での運転管理
- ▶ ばい煙排出量の少ない良質な燃料の使用
- ▶ 施設の更新時には、環境負荷の少ない機種を選定

ご質問・ご不明点等ございましたら
大気・音環境課へのご相談・ご確認をお願いします

【お問い合わせ窓口】

横浜市みどり環境局大気・音環境課（市庁舎 27階 南側）

電話：045-671-3843

メールアドレス：mk-taikikisei@city.yokohama.lg.jp